○碧南市都市公園条例

平成４年３月12日条例第９号

改正

平成７年３月13日条例第１号
平成９年６月30日条例第22号
平成９年12月22日条例第34号
平成12年３月９日条例第１号
平成15年12月19日条例第32号
平成17年３月18日条例第22号
平成21年３月16日条例第５号
平成21年12月21日条例第29号
平成23年３月28日条例第８号
平成24年12月22日条例第25号
平成25年12月21日条例第27号
平成29年10月２日条例第21号
平成29年10月２日条例第22号
平成30年３月26日条例第18号
令和２年３月24日条例第７号
令和２年12月21日条例第22号

碧南市都市公園条例

碧南市都市公園条例（昭和51年碧南市条例第10号）の全部を改正する。

（趣旨）

第１条　この条例は、都市公園法（昭和31年法律第79号。以下「法」という。）及びこれに基づく命令に定めるもののほか都市公園の設置及び管理について必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（１）　都市公園　法第２条第１項に規定する都市公園をいう。

（２）　公園施設　法第２条第２項に規定する公園施設をいう。

（３）　有料公園施設　市の管理する公園施設で有料で利用させるものをいう。

（都市公園の配置及び規模に関する技術的基準）

第３条　法第３条第１項の規定により条例で定める基準は、次のとおりとする。

（１）　市の区域内に設置する都市公園の市民一人当たりの敷地面積の標準は、10平方メートル以上とし、市街地に設置する都市公園の当該市街地の市民一人当たりの敷地面積の標準は、５平方メートル以上とする。

（２）　市が次に掲げる都市公園を設置する場合においては、それぞれその特質に応じて市における都市公園の分布の均衡を図り、かつ、防火、避難等災害の防止に資するよう考慮するほか、次に掲げるところによりその配置及び規模を定めるものとする。

ア　主として街区内に居住する者の利用に供することを目的とする都市公園は、街区内に居住する者が容易に利用することができるように配置し、その敷地面積は、0.25ヘクタールを標準として定めること。

イ　主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とする都市公園は、近隣に居住する者が容易に利用することができるように配置し、その敷地面積は、２ヘクタールを標準として定めること。

ウ　主として徒歩圏域内に居住する者の利用に供することを目的とする都市公園は、徒歩圏域内に居住する者が容易に利用することができるように配置し、その敷地面積は、４ヘクタールを標準として定めること。

エ　主として市の区域内に居住する者の休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供することを目的とする都市公園及び主として運動の用に供することを目的とする都市公園で、休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供されるものは、容易に利用することができるように配置し、それぞれその利用目的に応じて都市公園としての機能を十分発揮することができる

ようにその敷地面積を定めること。

（３） 市は、主として公害又は災害を防止することを目的とする緩衝地帯としての都市公園、主として風致の享受の用に供することを目的とする都市公園、主として動植物の生息地又は生育地である樹林地等の保護を目的とする都市公園、主として市街地の中心部における休息又は観賞の用に供することを目的とする都市公園等、前号アからエまでに掲げる都市公園以外の都市公園を設置する場合においては、それぞれその設置目的に応じて都市公園としての機能を十分発揮することができるように配置し、及びその敷地面積を定めるものとする。

（都市公園の公園施設の設置基準）

第４条 法第４条第１項に規定する１の都市公園に公園施設として設けられる建築物（建築基準法（昭和25年法律第201号）第２条第１号に規定する建築物をいう。以下同じ。）の建築面積（国立公園又は国定公園の施設たる建築物の建築面積を除く。以下同じ。）の総計の当該都市公園の敷地面積に対する割合は、100分の２とする。

２ 都市公園法施行令（昭和31年政令第290号。以下「令」という。）第６条第１項第１号に掲げる場合における法第４条第１項ただし書（法第33条第４項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）に規定する条例で定める範囲は、同号に規定する建築物に限り、当該都市公園の敷地面積の100分の10を限度として前項の規定により認められる建築面積を超えることができることとする。

３ 令第６条第１項第２号に掲げる場合における法第４条第１項ただし書に規定する条例で定める範囲は、同号に規定する建築物に限り、当該都市公園の敷地面積の100分の20を限度として第１項の規定により認められる建築面積を超えることができることとする。

４ 令第６条第１項第３号に掲げる場合における法第４条第１項ただし書に規定する条例で定める範囲は、同号に規定する建築物に限り、当該都市公園の敷地面積の100分の10を限度として第１項又は前２項の規定により認められる建築面積を超えることができることとする。

５ 令第６条第１項第４号に掲げる場合における法第４条第１項ただし書に規定する条例で定める範囲は、同号に規定する建築物に限り、当該都市公園の敷地面積の100分の２を限度として第１項又は前３項の規定により認められる建築面積を超えることができることとする。

６ 令第８条第１項の条例で定める割合は、100分の50とする。

（行為の制限）

第５条 都市公園において、次に掲げる行為をしようとする者は、市長の許可を受けなければならない。

（１） 物品を販売し、又は頒布すること。

（２） 募金、署名運動その他これらに類する行為をすること。

（３） 業として写真又は映画の撮影その他これらに類する行為をすること。

（４） 興行を行うこと。

（５） 都市公園の全部又は一部を独占して競技会、集会、展示会、博覧会その他これらに類する催しを行うこと。

２ 前項の許可を受けようとする者は、行為の目的、行為の期間、行為の内容、行為を行う場所又は公園施設その他市長の指示する事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。ただし、碧南市公共施設予約案内システムの利用に関する規則（平成23年碧南市規則第２号）に規定する碧南市公共施設予約案内システム（以下「予約システム」という。）を利用する方法により同項の許可を受けようとする場合は、この限りではない。

３ 第１項の許可を受けた者は、許可を受けた事項を変更しようとするときは、当該事項を記載した申請書を市長に提出して、その許可を受けなければならない。

４ 市長は、第１項各号に掲げる行為が住民の都市公園の利用に支障を及ぼさないと認める場合に限り、同項又は前項の許可を与えることができる。

５ 市長は、第１項又は第３項の許可に都市公園の管理上必要な範囲内で条件を付すことができる。

（許可の特例）

第６条 法第６条第１項又は同条第３項の許可を受けた者は、当該許可に係る事項については、前条の第１項又は第３項の許可を受けることを要しない。

（行為の禁止）

第７条　都市公園においては、次に掲げる行為をしてはならない。ただし、法第５条第１項、法第６条第１項若しくは第３項又は第５条第１項若しくは第３項の許可に係るものについては、この限りでない。

（１）　都市公園を損傷し、又は汚損すること。

（２）　竹木を伐採し、又は植物を採取すること。

（３）　土地の形質を変更すること。

（４）　鳥獣類を捕獲し、又は殺傷すること。

（５）　はり紙若しくははり札をし、又は広告を表示すること。

（６）　立入禁止区域に立ち入ること。

（７）　指定された場所以外の場所へ車馬を乗り入れ、又は止めておくこと。

（８）　公園施設をその用途以外に使用すること。

（９）　前各号に掲げるほか都市公園の管理に支障がある行為をすること。

（公園施設の利用）

第８条　次に掲げる施設を利用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

（１）　水源公園のバーベキュー施設

（２）　川口公園のバーベキュー施設

２　第５条第３項及び第５項の規定は、前項の許可について準用する。

（占用利用をさせることができる公園施設）

第８条の２　別表第１に掲げる公園施設は、市長が認めたときは、占用利用させることができる。

２　前項の公園施設を占用利用させる場合の管理について必要な事項は、別に条例で定める。

３　第５条第１項及び第７条の規定は、第１項の規定により公園施設を占用利用させる場合について準用する。

（有料公園施設）

第９条　有料公園施設は、別表第２に掲げるとおりとする。

２　有料公園施設の管理について必要な事項は、別に条例で定める。

（利用の禁止又は制限）

第10条　市長は、都市公園の損壊その他の理由によりその利用が危険であると認められる場合又は都市公園に関する工事のためやむを得ないと認められる場合においては、都市公園を保全し、又はその利用者の危険を防止するため、区域を定めて、都市公園の利用を禁止し、又は制限することができる。

（公園施設の設置及び管理又は占用の許可の申請書の記載事項）

第11条　法第５条第１項の条例で定める事項は、次に掲げるものとする。

（１）　公園施設を設けようとする場合

ア　公園施設の種類

イ　設置の目的

ウ　設置の期間

エ　設置の場所

オ　公園施設の構造及び外観

カ　公園施設の管理の方法

キ　工事施行の方法

ク　工事の着手及び完了の時期

ケ　都市公園の復旧方法

コ　その他市長の指示する事項

（２）　公園施設を管理しようとする場合

ア　公園施設の名称及び場所

イ　管理の目的

ウ　管理の期間

エ　管理の方法

オ　その他市長の指示する事項

（３）　許可を受けた事項を変更しようとする場合

ア　公園施設の名称及び場所
イ　変更する事項
ウ　変更の理由
エ　その他市長の指示する事項

２　法第６条第２項の条例で定める事項は、次に掲げるものとする。

（１）　工作物その他物件又は施設（以下「占用物件」という。）の管理の方法

（２）　工事施行の方法

（３）　工事の着手及び完了の時期

（４）　都市公園の復旧方法

（５）　その他市長の指示する事項

（法第６条第３項ただし書の条例で定める軽易な変更）

第12条　法第６条第３項ただし書の条例で定める軽易な変更は、次に掲げるものとする。

（１）　占用物件の模様替えで当該占用物件の外観又は構造の著しい変更を伴わないもの

（２）　占用物件に対する物件の添加で当該占用者が当該占用の目的に附随して行うもの

（申請書に添付すべき書類）

第13条　法第５条第１項又は法第６条第１項若しくは第３項の規定により、公園施設の設置の許可若しくは都市公園の占用の許可を受けようとする者又は許可を受けた事項を変更しようとする者は、当該許可の申請書に設計書、仕様書及び図面を添付しなければならない。

（使用料の徴収）

第14条　法第５条第１項、法第６条第１項若しくは第３項又は第５条第１項若しくは第３項の許可を受けた者（以下「占用者等」という。）からは、別表第３に定める額の使用料を徴収する。

２　使用料は、公園施設の設置若しくは管理、都市公園の占用又は第５条第１項各号に掲げる行為（以下「都市公園の占用等」という。）の許可の際に徴収する。ただし、予約システムを利用する方法により第５条第１項又は第３項の許可を受けた者の当該使用料の徴収の時期は、利用日以後の日で市長が定める日とする。

３　都市公園の占用等の許可の期間が翌年度以降にわたる場合においては、翌年度以降の使用料は、毎年度、当該年度分を市長が定める期間までに徴収する。

（使用料の還付）

第15条　既に徴収した使用料は、還付しない。ただし、占用者等が自己の責めに帰することができない理由によって都市公園の占用等ができなくなった場合その他特別の理由があると市長が認める場合は、その全部又は一部を還付することができる。

（使用料の減免）

第16条　市長は、公益上その他特別の理由があると認める場合は、使用料の全部又は一部を減免することができる。

（監督処分）

第17条　市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、この条例の規定によってした許可を取り消し、その効力を停止し、若しくはその条件を変更し、又は行為の中止、原状回復若しくは都市公園からの退去を命ずることができる。

（１）　この条例又はこの条例の規定による処分に違反している者

（２）　この条例の規定による許可に付した条件に違反している者

（３）　偽りその他不正の方法によりこの条例による許可を受けた者

２　市長は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、この条例の規定によってした許可を受けた者に対し、前項に規定する処分をし、又は同項に規定する必要な措置を命ずることができる。

（１）　都市公園に関する工事のためやむを得ない必要が生じた場合

（２）　都市公園の保全又は住民の都市公園の利用に著しい支障が生じた場合

（３）　都市公園の管理上特に必要が生じた場合

（工作物等を保管した場合の公示事項等）

第17条の２　法第27条第５項の条例で定める事項は、次に掲げるものとする。

（１）　保管した工作物等の名称又は種類、形状及び数量

（２）　保管した工作物等の放置されていた場所及び当該工作物等を除去した日時

（３） 当該工作物等の保管を始めた日時及び保管の場所
（４） 前３号に掲げるもののほか、保管した工作物等を返還するため必要と認められる事項
２　法第27条第５項の規定による公示は、前項各号に掲げる事項を、保管を始めた日から起算して14日間、碧南市公告式条例（平成元年碧南市条例第41号）第２条第２項に定める掲示場に掲示して行わなければならない。
３　法第27条第６項の規定による工作物等の価額の評価は、取引の実例価格、当該工作物等の使用年数、損耗の程度その他当該工作物等の価額の評価に関する事情を勘案してするものとする。この場合において、市長は、必要があると認めるときは、工作物等の価額の評価について専門的知識を有する者の意見を聴くことができる。
４　法第27条第６項の規定による保管した工作物等の売却は、競争入札に付して行わなければならない。ただし、競争入札に付しても入札者がない工作物等その他競争入札に付することが適当でないと認められる工作物等については、随意契約により売却することができる。
（届出）
第18条　次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該行為をした者は、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。
（１） 法第５条第１項又は法第６条第１項若しくは第３項の許可を受けた者が、公園施設の設置又は都市公園の占用に関する工事を完了した場合
（２） 前号に掲げる者が、公園施設の設置又は都市公園の占用を廃止した場合
（３） 第１号に掲げる者が、法第10条第１項の規定により都市公園を原状に回復した場合
（４） 法第27条第１項又は第２項の規定により同条第１項に規定する必要な措置を命ぜられた者が、命ぜられた工事を完了した場合
（５） 都市公園を構成する土地及び物件について所有権を移転し、又は抵当権を設定し、若しくは移転した場合
（６） 第17条第１項又は第２項の規定により同条第１項に規定する必要な措置を命ぜられた者が、命ぜられた工事を完了した場合
（損害賠償）
第19条　都市公園の利用者又は占用者等が故意又は過失により都市公園を損傷したときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を免除することができる。
（都市公園の区域の変更及び廃止）
第20条　市長は、都市公園の区域を変更し、又は都市公園を廃止するときは、当該都市公園の名称、位置、変更又は廃止に係る区域その他必要と認める事項を明らかにしてその旨を公告しなければならない。
（公園予定区域及び予定公園施設について準用）
第21条　第５条から第７条まで及び第10条から前条までの規定は、法第33条第４項に規定する公園予定区域又は予定公園施設について準用する。
（過料）
第22条　次の各号のいずれかに該当する者に対しては、５万円以下の過料を科する。
（１） 第５条第１項又は第３項（前条において準用する場合を含む。）の規定に違反して同条第１項各号に掲げる行為をした者
（２） 第７条（前条において準用する場合を含む。）の規定に違反して同条各号に掲げる行為をした者
（３） 第17条（前条において準用する場合を含む。）の規定による市長の命令に違反した者
２　詐欺その他不正の行為により使用料の徴収を免れた者に対しては、その徴収を免れた金額の５倍に相当する金額（当該５倍に相当する金額が５万円を超えないときは、５万円とする。）以下の過料を科する。
（公園管理者の権限の代行）
第23条　法第５条の11の規定により市長に代わってその権限を行う者は、前条の規定の適用については、市長とみなす。
（委任）

第24条　この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。

附　則

この条例は、平成４年４月１日から施行する。

附　則（平成７年３月13日条例第１号）

１　この条例は、平成７年４月１日から施行する。

２　この条例の施行前にした行為に対する過料の適用については、なお従前の例による。

附　則（平成９年６月30日条例第22号）

この条例は、平成９年10月１日から施行する。

附　則（平成９年12月22日条例第34号抄）

（施行期日）

１　この条例は、平成10年４月１日（以下「施行日」という。）から施行する。

附　則（平成12年３月９日条例第１号）

１　この条例は、平成12年４月１日（以下「施行日」という。）から施行する。

２　この条例による第３条、第４条、第８条及び第10条から第14条までの改正規定の施行前にした行為に対する過料の適用については、なお従前の例による。

３　この条例の第７条における第５条の次に次の１条を加える改正規定は、施行日以後の行為について適用する。

附　則（平成15年12月19日条例第32号）

この条例は、公布の日から施行する。（後略）

附　則（平成17年３月18日条例第22号）

この条例は、公布の日から施行する。

附　則（平成21年３月16日条例第５号抄）

（施行期日）

１　この条例は、平成21年４月１日（以下「施行日」という。）から施行する。

附　則（平成21年12月21日条例第29号）

この条例は、平成22年４月１日から施行する。

附　則（平成23年３月28日条例第８号）

この条例は、平成23年４月１日から施行する。ただし、別表第３の改正規定は、同年１月１日から適用する。

附　則（平成24年12月22日条例第25号）

（施行期日）

１　この条例は、平成25年４月１日から施行する。

（碧南市臨海公園ドームの管理に関する条例の一部改正）

２　碧南市臨海公園ドームの管理に関する条例（平成21年碧南市条例第５号）の一部を次のように改正する。

第１条中「第６条の２」を「第８条の２」に改める。

（明石公園遊具等の管理に関する条例の一部改正）

３　明石公園遊具等の管理に関する条例(平成６年碧南市条例第５号)の一部を次のように改正する。

第１条中「第７条」を「第９条」に改める。

附　則（平成25年12月21日条例第27号抄）

この条例は、平成26年４月１日から施行する。

附　則（平成29年10月２日条例第21号）

この条例は、公布の日から施行する。

附　則（平成29年10月２日条例第22号抄）

（施行期日）

１　この条例は、平成31年４月１日から施行する。

（準備行為）

５　指定管理者の指定のための手続及び利用許可の申請並びにその他の必要な準備行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

附　則（平成30年３月26日条例第18号）

この条例は、平成30年４月１日から施行する。

附　則（令和２年３月24日条例第７号）

この条例は、令和２年４月１日から施行する。

附　則（令和２年12月21日条例第22号）

この条例は、令和３年１月１日から施行する。

別表第１（第８条の２関係）

都市公園名	公園施設の名称
碧南市臨海公園	碧南市臨海公園ドーム

別表第２（第９条関係）

都市公園名	公園施設の名称
明石公園	明石公園遊具
	ホール

別表第３（第14条関係）

区分		使用料の額
公園施設を設ける場合		碧南市使用料及び手数料条例（平成９年碧南市条例第18号。以下「使用料条例」という。）別表第１第２項の表土地の項の規定の例により計算した額
公園施設を管理する場合		使用料条例別表第１第２項の表建物の項の規定の例により計算した額
都市公園を占用する場合	法第７条各号（第５号及び第６号を除く。）に規定する工作物、その他の物件又は施設を設けるとき	碧南市道路占用料条例（平成９年碧南市条例第34号）第２条第１項及び第２項の規定の例により計算した額
	法第７条第６号に規定する仮設工作物を設けるとき	使用料条例別表第１第２項の表土地の項の規定の例により計算した額
都市公園において物品の販売その他これに類する行為を行うとき		物品の販売その他これに類する行為を行う箇所の数１箇所につき日額1,500円（都市公園の電源設備を利用する場合にあっては１箇所につき日額1,700円）
都市公園において物品の頒布、募金若しくは署名運動その他これらに類する行為又は業として写真若しくは映画の撮影その他これらに類する行為をするとき並びに興行又は競技会、集会、展示会、博覧会その他これらに類する催しを行うとき		使用料条例別表第１第２項の表土地の項の規定の例により計算した額